

離婚後 親子の面会促進

超党派の「親子断絶防止議員連盟」(会長・保岡興治元法相)は、未成年の子供のいる夫婦が離婚后、親権を持たない側と子供の定期的な面会を促すことを柱とした「親子断絶防止法案」の原案をまとめた。議連は自民、民進、公明などの各党議員で構成し、議員立法として秋の臨時国会での共同提出を目指す。

法案は、父母の離婚や別居の後も、子供が両親と継続的に関係を保つことが「子の最善の利益に資する」との基本理念を掲げた。

具体的には、父母には離婚時に、親権を持たない側と子供との面会などについて取り決め、離婚届に取り決め内容を添付すること

や、定期的な面会の実現を図る努力義務を課す。離婚ではなく別居についても、同様に面会できるように促す。

「断絶防止」法案提出へ

超党派、今秋にも 両親に努力義務

現行の民法では、離婚後は父母の一方しか親権を持つため、離婚後の面会は夫婦が合意しなければ実現しく、市民団体などが法整備を求めていた。法案では、離婚後も両親が共同で親権を持てる制度導入の検討も政府に求めた。

また、国と地方自治体が、面会に必要な支援を行うことも明記。児童虐待や家庭内暴力などの問題がある場合には、子供の利益に反しないよう「特別の配慮」を関係機関などに求める規定も設けた。